

入 札 説 明 書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

令和7年度教職員事務用パソコンの賃貸借及び保守契約

(1) 借入物品及び数量

教職員事務用パソコン 1,378 台

(2) 「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書」を持参。郵送（できるだけ一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で提出ください）又はFAX等にて提出すること。一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は入札に参加できない。

「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕長崎県教育庁教育環境整備課

〔提出期限〕令和7年8月22日 14時00分（必着）

(3) 借入物品の規格及び納入条件等

別紙仕様書のとおり

(4) 同等品の仕様書の審査申請

仕様書に記載の例示品と同等のもので入札することも可能であるが、その仕様が例示品と同等であるかどうか審査する必要があるので、例示品以外で入札を希望する者は、その仕様書を提出すること。

なお、審査結果は受付日の翌日より3日（休日を除く。）以内に、FAXにて回答します。

〔提出場所〕長崎県教育庁教育環境整備課

〔受領期限〕令和7年8月7日 17時00分

〔提出方法〕メーカー名・品名・規格・型番を明記し、代表者氏名・登録番号を記載のうえカタログ等の仕様を確認できる書類と共に提出すること。（同等品については複数可。但し、納品は一種類とすること。）

(5) 物品等の借入期間

令和8年1月1日から令和12年12月31日まで（60か月）

(6) 物品等の納入場所及び条件

仕様書のとおり

(7) 入札期日等

入札期日及び場所

〔入札期日〕令和7年8月22日 14時00分開始

〔入札場所〕長崎県庁行政棟7階教育委員会室

入札期日当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に2の(1)の部局へ確認すること。

郵送による場合の入札書の受領期限等

郵送により入札書を提出する場合は書留郵便により下記受領期限内必着のこと。

〔受領期限〕令和7年8月21日 17時00分（必着）

〔提出場所〕長崎県教育庁教育環境整備課（県立学校管理班）

郵送以外による入札の場合は、入札期日及び場所での入札となります。

(8) 質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面にて提出すること。提出は郵送・持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAXでの提出も可とする。（FAXの場合は入札期日までに、押印した原本を提出すること。）

なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

〔提出場所〕長崎県教育庁教育環境整備課（県立学校管理班）

FAX：095 - 894 - 3741

〔提出期限〕令和7年8月7日 17時00分

回答については、令和7年8月13日 17時00分までに書面（FAX）にて回答します。

(9) 入札書の記載方法

- ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- イ 入札書に記載する金額は借入期間（60か月）の総額とする。
- ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。
- オ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができないこと。
- カ 入札者が代理人である場合は、委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。
- キ 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないこと。再度の入札において、入札者が代理人である場合は、委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

- ・入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、入札物件名を記入し提出すること。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・入札書の宛名は長崎県知事宛とすること。

郵送による入札の場合の「入札書」等の提出方法

- ・入札書は、内封筒及び外封筒の二重封筒とすること。
- ・入札書は必要事項に記載、押印（代理人の記名、押印はしないこと）のうえ当該入札書を内封筒に封かんし、当該内封筒に入札書在中、入札者の商号又は名称及び入札物品名を記載すること。
- ・入札書は、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）を訂正箇所に押印すること。
- ・入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・入札書の宛名は長崎県知事とすること。
- ・外封筒には、内封筒を封かんのうえ、当該外封筒に、入札の公告に示す担当部局名、入札者の商号又は名称、代表者職氏名、担当者名及び連絡先（電話番号、FAX番号）を記載すること。

(10) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金
免除する
- イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
- ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

2,000 万円以上
2,000 万円未満 500 万円以上
500 万円未満

(11)入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(12)入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからコにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- エ 入札者が連合して入札したとき。
- オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- カ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- キ 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- ク 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ケ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- コ 例示品と同等のもので入札する者で、同等品の承認がなされなかったとき。
- サ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- シ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- ス 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- セ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ソ 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- タ 代理人が入札したとき。
- チ 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- ツ 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- テ 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- ト 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- ナ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(13)落札者の決定方法

- ア 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・開札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度、再々度の入札を行う予定ですのでご出席願います。

(14) 契約書の作成等

- ア 落札通知を受けた日から 5 日以内（県の休日除く）に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- イ この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものであること。
- ウ この調達手続きに関し、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続きの停止等を提案する場合があること。この場合、調達の手続きが停止される場合があること。
- エ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

(15) 競争入札の参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- イ 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 17 年長崎県告示第 474 号）に定める資格を得ていること。
- エ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- オ この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

(1) 当該調達契約事務に関する担当部局

〔住所〕〒850 - 8570 長崎市尾上町 3 番 1 号
〔名称〕長崎県教育庁教育環境整備課
〔電話〕095 - 894 - 3323

(2) 入札資格審査を得るための申請方法等

- ア 申請の時期は、この入札に関する告示の日から、令和 7 年 7 月 25 日までとする。
- イ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
〔住所〕〒850 - 8570 長崎市尾上町 3 番 1 号
〔名称〕長崎県出納局物品管理室
〔電話〕095 - 895 - 2884